



長野県報

3月14日(月)
平成17年
(2005年)
第1642号

目 次

告 示

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路維持課）	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路維持課）	1
広域連合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更の許可（市町村課）	2
公 告	
平成16年度各界功労知事表彰（自治功労）受賞者の公表（秘書広報チーム・市町村課）	2
一般競争入札（情報政策課）	2
一般競争入札（税務課）	3
争議行為の公表（労政課）	4
都市計画の図書の写しの縦覧（水環境課生活排水対策室）	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（5件）（産業振興課）	5
土地改良区連合の定款変更の認可（土地改良課）	7
土地改良事業施行協議の決定及び土地改良事業計画書等の写しの縦覧（土地改良課）	7
開発行為に関する工事の完了（4件）（建築管理課）	7
一般競争入札（7件）（水環境課生活排水対策室）	8
指定給水装置工事事業者の指定（水道課）	15
一般競争入札（5件）（保健厚生課）	15
正誤（財政改革チーム）	19

告 示

長野県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年3月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 時又中村線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市中村1549番の1地先から 飯田市中村1785番の1地先まで	旧	m 7.0~11.0	km 0.2600
同上	新	m 7.0~17.0	km 0.2600

道路維持課

長野県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年3月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 路線名 親田中村線

(2) 供用を開始する区間

飯田市中村1978番の4地先から

飯田市中村1545番の9地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成17年3月28日

2(1) 路線名 時又中村線

(2) 供用を開始する区間

飯田市中村1545番の9地先から

飯田市中村1545番の9地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成17年3月28日

道路維持課

長野県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年3月29日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 国道147号

2 供用を開始する区間

南安曇郡豊科町大字高家1435番の3地先から

南安曇郡豊科町大字高家1385番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成17年3月25日

道路維持課

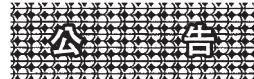
長野県佐久地方事務所告示第1号

佐久広域連合長から申請のあった佐久広域連合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、平成17年2月25日付けで許可しました。

平成17年3月14日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

市町村課



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次の者を表彰しました。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

平成17年2月4日表彰 自治功労

青木 誠	有賀 今朝雄	池田 康行
伊藤 和夫	伊藤 邦廣	岩垂 武
熊崎 安二	春原 利幸	高橋 秀一
高山 政彦	茅野 徳則	永井 順裕
丸山 茂	桝沢 貞雄	吉川 徹
依田 吉郎		

秘書広報チーム
市町村課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年3月14日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県電子計算機のデータ入力業務委託一式

(2) 役務の特質

電子計算機の処理に係るデータ入力業務

(4) 履行期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(4) 入札方法

数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価（小数点以下第2位まで）並びに1文字平均単価（小数点以下第4位まで）について行います。1文字平均単価の算出は、入札説明書によります。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された数字、英字、カナ文字及び漢字の入力文字種別ごとの1文字当たりの単価に、それぞれ当該単価の100分の5に相当する額を加算した単価をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った単価の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参